大東市子育てスマイルサポート券　サービス分類別審査基準

券種	サービス内容区分	審査基準	
		内容	基準
子育てワクワク券	子どもを預かるサービス	一時保育、病後児保育、休日保育	・認可保育所（園）、認定こども園、もしくは大阪府に認可外保育施設として届け出を行っている施設 ・認可外保育施設は、大阪府府知事の発行する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の写し」を提出できること
		自宅での託児サービス（ベビーシッター）	・公益社団法人全国保育サービス協会加盟のベビーシッター事業者であり、派遣される者が保育士等の資格を有すること
	養育者を支援するサービス	産後の育児支援	・産後の母体に無理がかからないような配慮があること ・仲間づくりにつながるカリキュラムを有するもの
		家事支援	・日常の家事として、調理・洗濯・掃除等を全般的に提供できるホームヘルパー等を派遣する事業者であること
		その他	・養育者を支援するサービスとして大東市の認可を得た事業者であること 　記念写真、ベビー散髪等
	親子参加型サービス	学習教室、音楽教室、体操教室、水泳教室	・学習・運動などを通じて、参加した子どもの知識・知能や技能を伸ばす内容であること ・体験する内容が、子どもの年齢に無理がなく参加できるものであること ・乳幼児が集いやすい工夫があり、スタッフ・施設など子どもの安全管理が保たれていること ・参加者名簿・実施したプログラムの記録を整備すること
		その他	・親子で楽しめるプログラムであること ・複数の親子の交流が持てる内容であること ・ベビーやキッズへのマッサージやサインなどを通じて親と子がふれあい、コミュニケーションを深めるための講座等 ・乳幼児が集いやすい工夫があり、スタッフ・施設など子どもの安全管理が保たれていること ・参加者名簿・実施したプログラムの記録を整備すること
	タクシー事業	タクシー利用	・大東市内の営業に許可を受けていること ・保有する各車両についてサービスの差異がないこと
子育てニコニコ券	育児用品の販売	授乳関連用品、食事用品、育児家電　等	・乳幼児を対象とした物品の販売を行うこと（授乳用品、紙おむつ、食事用品、育児家電等）
子育てあんしん券	タクシー事業	北河内こども夜間救急センターへのタクシー利用	・大東市内の営業に許可を受けていること ・保有する各車両についてサービスの差異がないこと ・午後８時～翌午前５時３０分の間で電話による迎車依頼が受付可能であり、「北河内こども夜間救急センター」への乗車に対応できること